



島根県報

令和8年1月23日（金）

号外第8号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第36号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町沢田1101番2地先から同町広石796番3地先まで	前	メートル 7.95～ 15.04	メートル 154.55	益田県土整備事務所津和野土木事業所 災害防除工事 拡幅	
			後	9.08～ 30.75	154.55		
"	485号	隠岐郡隠岐の島町上西日添5番1地先から同3番2地先まで	前	11.92～ 25.86	124.53	隠岐支庁県土整備局 災害防除工事 拡幅	
			後	23.94～ 37.70	124.53		
県道	松江鹿島美保関線	松江市美保関町七類2632番1地先から同1567番1地先まで	前	A	4.40～ 25.10	594.00	松江県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	10.60～ 52.70	553.00	
			後	B	10.60～ 52.70	553.00	
"	柿木津和野停車場線	鹿足郡吉賀町福川637番3地先から同1518番6地先まで	前	8.65～ 33.82	67.08	益田県土整備事務所津和野土木事業所 災害防除工事 拡幅	
			後	8.87～ 33.82	67.08		
"	西郷都万郡線	隠岐郡隠岐の島町南方深浦1947番1地先から同1946番地先まで	前	9.75～ 29.13	114.73	隠岐支庁県土整備局 災害防除工事 拡幅	
			後	9.75～ 43.48	114.73		

島根県告示第37号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町上西日添5番1地先から同3番2地先まで	メートル 124.53	令和8年1月23日	隠岐支庁県土整備局	
県道	三刀屋佐田線	出雲市佐田町朝原1470番1地先から同地先まで	14.00	令和8年1月23日	出雲県土整備事務所	
〃	〃	出雲市佐田町朝原1469番地先から同番地先まで	34.50	令和8年1月23日		
〃	〃	出雲市佐田町朝原1469番地先から同番地先まで	14.30	令和8年1月23日		
〃	〃	出雲市佐田町朝原1457番3地先から同地先まで	25.70	令和8年1月23日		
〃	〃	出雲市佐田町朝原1528番9地先から同地先まで	11.10	令和8年1月23日		
〃	〃	出雲市佐田町朝原1529番7地先から同地先まで	80.90	令和8年1月23日		
〃	〃	出雲市佐田町朝原1124番1地先から同地先まで	11.90	令和8年1月23日		
〃	西郷都万郡線	隠岐郡隠岐の島町南方深浦1947番1地先から同1946番地先まで	114.73	令和8年1月23日		隠岐支庁県土整備局